○農林水産省告示第千三百三十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年八月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　さんま 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　さんま 一・二　（略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	82,332
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	68
（略）	（略）
第二～第八　（略）	

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	74,590
さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	7,810
（略）	（略）
第二～第八　（略）	

○国土交通省告示第千九十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月二十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年八月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	つくばみらい市加藤四〇一番一から同市古川一二二四番一まで	令和八年八月二十九日十五時

○国土交通省告示第千九十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるクオリティオフィス株式会社から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイス　Ｃ　２０４
変更後	福岡県福岡市中央区谷一丁目十四番二十一号　リファレンス六本松ビル７階

二　変更する年月日　令和八年八月四日

○国土交通省告示第千九十五号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関であるクオリティオフィス株式会社から住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び登録実務講習事務を行う事務所の所在地の変更

変更前	福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイス　Ｃ　２０４
変更後	福岡県福岡市中央区谷一丁目十四番二十一号　リファレンス六本松ビル７階

二　変更する年月日　令和八年八月四日

○国土交通省告示第千九十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。

令和八年八月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之